

平成 2 9 年 6 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 6 月 27 日 (火曜日)

平成29年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年6月27日（火曜日） 午前9時00分～午前10時50分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員（18人）

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
 事務局主幹 戸島 和則
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第117号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第118号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の活動計画等の決定について

議案第119号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について

議案第120号 南大隅町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項について

6 会議の概要

議 長： ただいまから、平成 29 年 6 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 18 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、1 番の徳留委員と 2 番の有川委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議 長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 116 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願います。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 4 番： はい。1 4 番、武田です。

議 長： 武田委員。

1 4 番： 6 月 20 日に現地調査を行いました。現地は航空写真のとおりでございますが、〇〇
上がってすぐ左に入ったところで〇〇団地の北側に位置する畑であります。譲渡人の依
頼により数年前まで耕作されていた人が離農されまして、耕作されずにいたため〇〇地
区農地保全活動組織によって、耕作放棄未然防止対策として草払い等の活動管理されて
いる状態であります。調査の意見としまして、譲渡人は〇〇市内に居住し営農の意思も
なく、また、高齢でもあり以前から譲渡の意思があり、今回の申請であります。譲受人
は町内で水田中心の農業を営み、数年後の定年退職後の柑橘類の栽培に意欲的であり、
その準備として今回の権利取得により一層、積極的な農地活用が図られると思われま
す。なお、周辺農地の有効利用への波及効果も期待されるところであります。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 116 号 受付番号 1 番について、

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 116 号 受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第 116 号 受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 116 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14 番： はい。14 番、武田です。

議長： 武田委員。

14 番： 前の受付番号 1 番の土地に隣接する 2 筆であります。先ほどの 1 番を耕作されていた方が、一緒の方でありまして離農され、同じく〇〇地区農地保全活動組織によって耕作放棄未然防止対策として、草払い等の活動管理されている状況です。調査の意見としまして、譲渡人は定年退職後、自宅近くの農地で野菜等の栽培をしているが、高齢でもあり以前から自宅から離れた申請地の譲渡の意思もあり、今回の申請であります。譲受人は水田中心の農業を営み、数年後の定年退職後の柑橘類の栽培に意欲的であり、その準備として今回の権利取得により一層、積極的な農地活用が図られると思われまふ。なお、周辺農地の有効利用への波及効果も期待されるところであります。以上です。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 116 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 116 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第 117 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 当初 9 件の利用権の設定がありましたが、取り下げがありましたので、別冊の 8 ペー

ジの議案第 117 号の議案書をご覧下さい。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 117 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号〇番・〇番に〇番、〇〇委員、受付番号〇番に〇番、〇〇委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(〇〇委員・〇〇委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

議 長： W C S 野菜というのは。

事務局： W C S と野菜です。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 117 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 117 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(〇〇委員・〇〇委員 着席)

議 長： 次に、議案第 118 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 29 年度の活動計画等の決定についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局： 別冊の続きとなりますが、11 ページの議案第 118 号の議案書をご覧下さい。

(議案第 118 号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

農業委員会は、毎年度、活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており提案するものであります。詳細について

は、担当の方から説明いたします。

事務局： 先ほど、局長より説明がありましたとおり、農業委員会は、毎年度、活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の案を検討することとなっており、また、それらを市町村のホームページなどで公表し、地域の農業者から意見・要望等を募集することとなっております。寄せられた意見・要望を踏まえまして、毎年度6月末までに前年度の活動に対する点検・評価結果と今年度の活動計画を地方農政局に報告いたします。

(平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の資料に基づき説明)

議長： これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、ご意見のある方は挙手を願います。

議長： 平成28年度の農地所有適格法人からの報告について、5法人から報告がないということだが、これは営農を営んでいるのかいないのか、どうなのですかね。

事務局： 営農はされておりますが、提出がないということだけです。

議長： 皆様方から何かございませんか。

5番： よろしいでしょうか。

議長： はい。田淵委員。

5番： 5番、田淵ですが、耕地面積の2,131haというのは、地目上農地であれば含まれていると。

事務局： これについては、農地台帳で税務課の課税評価台帳からデータをいただいている現況地目での数値でございます。

5番： であれば、この数値の中には、実際には山になっているものも含まれているということ。

事務局： そうです。現地とはそぐわない部分もあります。

5番： そうすれば、遊休農地方の数値は変わらないと思うので、実際の耕地面積が減れば割合的には上がってくるということですよ。

事務局： そうです。地籍調査が全て終了した後に面積がはっきりしてくるものだと。耕地面積は何ヘクタール、遊休農地は何haと出てくるものだと思います。

5番： そうなれば、遊休農地のパーセントが上がってきってしまうが。

事務局： ですから、遊休農地のパーセントを減らすには、非農地通知を含めてしなければならないと、非農地証明ではなく議決を取る非農地通知をしなければならないところです。

事務局： あとは、地籍調査で地目をどのように変えるかと。

2 番： はい。有川です。

議 長： 有川委員。

2 番： 昨年実施した農地パトロールで結果が出たと思いますが、また、新年度もあのような調査を実施するのですか。

事務局： 農地パトロールについては、毎年同じような方法で実施しなければならないところです。

事務局： よろしいですか。田淵委員の質問の件ですが、地籍が入りまして地目が変わります。当然、遊休農地になっているものも減っていくと考えられます。農業委員会が遊休農地ですと、判断している農地については、現地でも地籍が入れば、山林なり原野なりになると思いますので、面積的には変わっていくと考えます。極端に数値が上がるということはないと思います。

2 番： 基盤整備したところなどは、今まで通りの見方をしていかなければいけないということですかね。

事務局： 補助金適化法がありますから。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 118 号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 118 号は原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 119 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 24 ページの議案第 119 号の議案書をご覧ください。

(議案第 119 号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

24 ページをご覧くださいと思います。農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

(方針、理由説明)

よろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

事務局： よろしいでしょうか。ただ今、事務局長から説明がありました理由についてですが、全農家数の約5割と記載しております。約5割というのは、46%になっているところでございます。30a以上所有されている方が46%ということで約5割と記載させていただいております。

議 長： ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第119号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第77号、農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、議案第120号 南大隅町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項についてを議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 26ページの議案第120号の議案書をご覧ください。

(議案第120号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

本日お配りしました南大隅町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項(案)をご覧くださいと思います。農業委員会等に関する法律第19条の規定に基づき、南大隅町農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の募集要項について、別紙のとおり提案するものです。詳細については、担当の方から説明いたします。

事務局： (南大隅町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項(案)の資料に基づき説明)

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

14番： よろしいですか。

議 長： 武田委員。

14番： この団体推薦の推薦書の中ですが、団体の推薦の場合は、内容として団体の長や構成員であればいいのか、役員でなければならないのか、その辺りを教えてください。

事務局： 後ほど、回答させていただきます。

議 長： いま事務局より説明があったわけですが、推進委員の募集についてでございます。1と2はよろしいかと思いますが、募集人員12名の地区割りについてですが、地区割りはこのように自治会を地区別で上げておりますが、皆さん方の現在の地区あるいは全体的なことをご意見ございませんか。この自治会はこちらになど。

1 4 番： 農業委員も地区割りをするのですか。

議 長： しなければ推進委員との連携も図らなければならないので。

1 4 番： 第三者を入れなければならなくなって、地区を決めたときその方を補完するのが大事ではないかと。

議 長： 委員も減になりましたし、それぞれの担当地区が広がりますし、担当自治会も多くなると思っております。

議 長： 3については、よろしいですか。

事務局： 佐多の方ですが、特に大泊・竹之浦地区、郡地区のこの辺りですが、どのようなものですか。

1 1 番： 立目崎が佐多地区に入っていますが、これは大泊・竹之浦地区に入れた方が良いのではと思っております。

議 長： 少し返りますが、地区割りのところで佐多地区ですが、佐多地区のみなさん、どうでしょうか。

1 1 番： 立目崎、涅槃城があるところですが、佐多地区になってはいますが、私の感じとしては大泊・竹之浦にした方が良いのかなと感じますが、ただ、西方までつながっているの。西方との境で分けた方がいいかな。現状は、傾斜がありそれに付随して農地が結構残っております。その代り遊休農地化になっている農地と採草地がある状態です。広い面積がありまして、面積的にも2~3haぐらいあります。それだけ残っていますので、調査をするときには行かなければならないが、本来、農地パトロールぐらいしかないと思われ、地域的に見たときに佐多地区のエリアが広範囲すぎるので、立目崎だけでも大泊・竹之浦に持って行った方が良いのではないかと思います。後の佐多地区はこれでいいかと思います。

議 長： 他の佐多地区のみなさん、どうでしょうか。

議 長： よろしいですか。

(はい。の声あり)

1 4 番： 仮に決めておいて、後で調整するのではいけないのか。

1 1 番： 途中で変更というのは出来ないのか。

事務局： 募集をかける段階では、決めておかなければいけない。その後、不具合が出た場合に

は、話し合いの中で変更していかなければと考えます。

議 長： それでは、佐多地区にあります立目崎を大泊・竹之浦地区に変更してください。他にはないですか。立目崎だけですね。

議 長： 次に行きますが、お気づきの点がありましたら。

事務局： 募集期間の関係ですが、最低 24 日間設けなければいけないことになっております。ですから、本日以降、定めてよろしければ局長と協議をしながら進めさせていただければと思いますが。

議 長： 募集期間ですね。平成 29 年の今日からですか。

事務局： いいえ。取りあえず、局長を協議させて下さい。

議 長： 24 日間募集期間を持つということで、よろしいですか。

(はい。の声あり)

1 1 番： 早くしなければ、7 月 18 日が定例総会になっているが。出来れば、その時まで決めておいた方が良いのではないですか。

事務局： よろしいですか。その関係ですが、説明不足でした。募集は現体制で、委嘱は新体制で行うこととなっております。

1 1 番： 委員会が新体制になってから、委嘱ということですね。

議 長： 募集期間については、24 日間持つということです。

議 長： その他にございませんか。

事務局： よろしいですか。先ほどの武田委員のご質問ですが、特に団体の誰をとすることはありませんので、団体推薦であれば構成員まで大丈夫です。

事務局： 公表についてですが、総務課で公表しました委員の関係ですが、簡易なもので推薦、募集の公表しておりました。厳密に言えばここまでしなさいということだと思いますが、他の市町村でも簡易なもので済ましているところもございます。ですから、ここまで公表する必要はないのかなとは思っておりますが、いかがでしょうかということです。

事務局： 実際、名前と団体推薦なのか自薦なのか、あと年齢それぐらいだったかと思えます。

議 長： 任命（委嘱）は農業委員会からでしたよね。

事務局： はい。委嘱ですが、農業委員会となっております。

事務局： 公表については、総務課に倣ってさせていただきます。

5 番： 新しい制度になるのだが、内容について、今までなかった制度だからどうなのでしょうか。

事務局： 農業委員の皆さんにご協力いただかなければと思います。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 120 号 南大隅町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 120 号、南大隅町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項については原案のとおり決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいでしょうか。
①あっせん申出について
②行事予定について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 6 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員